

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

有限会社岡田興業に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、下記のとおり、産業廃棄物処分業の全部の停止命令を行いました。

### 記

#### 1 被処分者

- (1) 氏名 有限会社岡田興業 取締役 岡田 久雄
- (2) 住所 群馬県高崎市箕郷町松之沢32番地の1
- (3) 許可の内容

ア 許可の年月日 平成31年3月15日

イ 許可番号 11620015514

ウ 事業の範囲

(ア) 事業の区分

中間処理（破碎）

(イ) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎）①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類  
（以上2種類）

※ 破碎処理するガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず並び  
にがれき類は、再生骨材として利用できるものに限る。

中間処理（破碎）①木くず（以上1種類）

#### 2 処分の年月日

令和2年10月5日

#### 3 処分の内容

30日間の産業廃棄物処分業の全部停止

（停止期間：令和2年10月6日から同年11月4日まで）

#### 4 処分の理由

有限会社岡田興業は、平成26年9月8日から平成28年3月8日までの間、法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けないで、鉱さいの処分を受託した。

この違反行為は、法第14条の3第1号に該当する。